# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年 6 月29日

【会社名】 日本車輌製造株式会社

【英訳名】 NIPPON SHARYO, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五十嵐 一弘

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区三本松町1番1号

【電話番号】 052-882-3313

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 戸松 裕二

【最寄りの連絡場所】 名古屋市熱田区三本松町1番1号

【電話番号】 052-882-3313

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 戸松 裕二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第189回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成30年6月28日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

- 1. 資本準備金および利益準備金の額の減少
  - (1)減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 利益準備金 12,038,370,234円の全額 2,474,794,981円の全額

(2)増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 12,038,370,234円 繰越利益剰余金 2,474,794,981円

- 2.剰余金の処分
  - (1)減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 12,046,284,407円の全額 資産圧縮積立金 51,187,963円の全額 別途積立金 10,080,129,210円の全額

(2)増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 22,177,601,580円

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分が効力を生ずる日 平成30年6月28日

#### 第2号議案 株式併合の件

1.併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合する。

2.株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式総数 32,800,000株

## 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、五十嵐一弘、石川雅由、遠藤泰和、村手德夫、齋藤 勉、新美篤志、子安 陽、臼井俊 一、垣屋 誠を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、吉田 敬を選任する。

# (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 ( 賛成の割合 )
第1号議案	114,063	579	0	(注)1	可決 (95.65%)
第2号議案	114,109	533	0	(注)2	可決 (95.68%)
第3号議案				(注)3	
五十嵐一弘	108,150	6,492	0		可決 (90.69%)
石川雅由	108,221	6,421	0		可決(90.75%)
遠藤泰和	110,939	3,703	0		可決 (93.03%)
村手德夫	110,944	3,698	0		可決 (93.03%)
齋藤 勉	108,912	5,730	0		可決(91.33%)
新美篤志	110,937	3,705	0		可決(93.03%)
子安 陽	111,222	3,420	0		可決 (93.26%)
臼井俊一	111,237	3,405	0		可決(93.28%)
垣屋 誠	111,241	3,401	0		可決(93.28%)
第4号議案	113,948	694	0	(注)3	可決 (95.55%)

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

#### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上